

近世前期の岐阜町に関する一考察

森田 晃 一

地域文化研究所

文学部 観光文化学科

(2000年9月14日受理)

A Study of Gifu Town in the Early Edo Period
— Centering on the Yanamicho Town Record —

MORITA Koichi

(Received September 14, 2000)

1 はじめに

近年、近世都市に関する研究は目覚ましく進展している。しかしながら近世の岐阜町の研究、とりわけ近世前期に関しては、まとまった史料が残っていないこともあって、それほど深まっているものとは思われない⁽¹⁾。

こうした研究状況を克服するには、史料の発掘はもちろんのことだが、現在見ることのできる史料を、都市研究の進展に則して再検討することも必要であろう。本稿では、そうした基礎作業を行うべく、近世の岐阜町を構成していた上竹屋町と西横町、この両町の家並帳という史料を分析する。具体的な課題は、それに記載された家屋と住民に関する情報から、近世前期における岐阜町の様相を一考することである⁽²⁾。

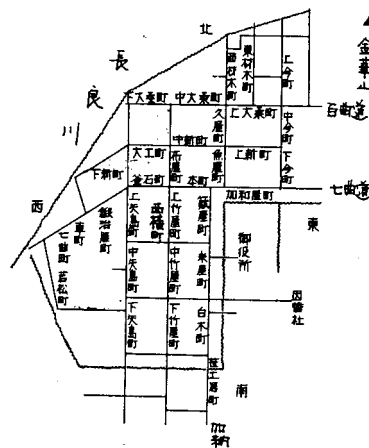
さて、本稿で分析する家並帳とは、支配層が領内の戸口や領民を掌握するために、村落や町単位に調査を行い、これを記録したものである。家並帳は、貢租・諸役を賦課するための基本的な台帳でもあった⁽³⁾。

近世前期の岐阜町に限定すると、上竹屋町の「承応三年岐阜之内上竹屋町家並改書」⁽⁴⁾、西横町(西鑷横町のことだが、本稿では史料に記されている通り西横町とする)の「西横

町家並改書」⁽⁵⁾、西材木町の「貞享五年辰ノ三月西材木町家並御改帳」⁽⁶⁾という家並帳が残っている。ほかには、時代が150年ほど下るものの、寛政12年(1800)の下新町と西材木町の家並帳が残っている⁽⁷⁾。

2 上竹屋町と西横町、および家並帳

まず「岐阜町略図」から、上竹屋町と西横町の位置を確認しておこう。



岐阜町略図

出典：篠田壽夫「近世後期の岐阜町人」(『豊田工業高等専門学校研究紀要』第17号、1984年) 所載の図を一部改変

岐阜町の町割は、東西に走る3本の道筋(岐阜城の大手に通じる七曲道、その北に平行して走る百曲道、この2つの道の間にある道)と、南北に走る3本の道筋(岐阜町奉行所の西側を加納・尾張へと通じる道、その西に平行して走る2つの道)の、合計6本の道筋が交差する場所に行われ、この結果44か町が起立した⁽⁸⁾。

上竹屋町は、南北に走る3本の道筋のうち、真ん中の通りに起立した両側町で、北端は本町に接している。一方西横町は、上竹屋町の南に隣接する横町である。岐阜町のメインストリートは、東西に走る七曲道、および奉行所に面して南北に走る道だったので、上竹屋町と西横町は、ともにメインストリートに面する町ではなかった。しかし、岐阜町の中心部に位置する町ではあった、ということができよう。

さて、上竹屋町の家並帳に記載された内容は、史料1のようになっている。

(史料1)

高三石三斗三升九合

一 板家 三間半

五間半

油屋

新太郎 年四十三

女 房 年廿九

男子七 年六

新太弟

五郎左衛門 年三十

下人庄五郎 年十六

是ハ皆田村権右衛門子、
とらノ暮よりうしの春迄、
十年切ニ置申候

下女まき 年二十二

是ハほんてん村仁左衛門
子、卯ノ春より酉ノ春迄、

六年切ニ置き申候

六人

一 板屋 式間

七間

新太郎

かし家二郎五⁽⁹⁾

原則として、①持高、②家屋の形状と広さ(間口・奥行)、③家族関係(職業・年齢、同居人・使用人)である。史料1の新太郎は、貸家を所有していたので、この貸家の形状と広さ、および借家人も記されている。西横町の場合も、同様の書式に従っている⁽¹⁰⁾。

①については、上竹屋町では、家屋敷主39人のうち、23人が高持の町人で、石高の合計は86石3升7合9勺となっている。この田畑は、岐阜町に隣接する農村の今泉村・早田村・忠節村にあった⁽¹¹⁾。一方西横町は、家屋敷主20人のうち、10人が高持の町人で、石高の合計は15石3斗4升3合5勺である。こちらは、今泉村と早田村に田畑があった。1人あたりの持高を比べると、その平均は、上竹屋町が約3石7斗、西横町が約1石5斗となり、上竹屋町と比べて、西横町の持高平均がかなり低いということがわかる。

ここで①とあわせて、③の職業構成を見ることによって、両町の住民の階層を考察してみよう。

上竹屋町では、米屋と納屋が7、紙屋が6、油屋が4、飴屋と煙草屋が3、酒屋と茶屋が2、そのほかに木薬屋・筆屋・塩問屋・ふこ荷・借家・くすしなどとなっている。一方、西横町では、ふこ荷が8、干物屋と傘屋が2、そのほかに餅屋・薬師・こき屋・畳屋・一銭剃りなどである。上竹屋町には、米屋・納屋・紙屋など、当時の岐阜町を代表する町人として、典型的ともいえる商売を営む人々が居住し、西横町には、ふこ荷(行商人)を中心と

する、零細な商売を営む人々が居住していたものと判断できる。この両町は、住民の職業構成において、際だった相違のあったことが明白である。

ところで、この両町の家並帳が成立した時代から、200年ほど下る文政13年(1830)に、岐阜町の有力町人を番付の形式で記した「岐阜持丸相撲鑑」という史料がある。これには、上竹屋町の町人として、浅野彦左衛門・鯛屋惣右衛門・柏屋市蔵・菱屋彦右衛門・厚紙屋伝次・丸屋重蔵・柏屋和助が書き上げられている⁽¹²⁾。ところが、西横町の町人は一人として記されていない。

このように、両町はともに岐阜町のほぼ中心部に位置しているものの、表通りに面した町と表通りから引込んだ横町という違いがあり、住民の階層にも歴然とした格差があったものと考えられる。

3 上竹屋町と西横町の家屋

(1) 家屋の形状

上竹屋町には、39か所の屋敷地があり、ここに母屋が39、蔵・土蔵が16、貸家が1、合計して56の家屋が建っていた。上竹屋町の家屋は、すべて板家であった。

一方西横町には、20か所の屋敷地があつて、ここに建っていた家屋には蔵などはなく、すべて母屋である。家屋の形状は、板家が3、萱家が17を数え、萱家が多数を占めていた。

上竹屋町・西横町と同じ、17世紀の家屋の形状を、西材木町の家並帳で見よう。西材木町の家並帳は、後半部が欠け落ちていて、当時の町内の屋敷地全体を捉えることはできない。記されているのは、14か所の屋敷地の中に、母屋が14、紙蔵1・米蔵3・味噌蔵4・材木小屋4・土蔵6、合計して32の家屋が建っていたことである。母屋に着目して分類すると、板家が13、萱家が1となる。

西材木町は、岐阜町の北部にあつて、中心部からはやや離れており、西横町の場合から考えると、萱家が多数を占めていたとしても不思議ではない。しかし実際は、板家が多数を占めていた。これは、材木商人が多く住む町であることや、岐阜町の惣年寄を務めた有力町人である、丹羽与三右衛門家が町内にあつたという特殊な事情によるものと思われる。

因みに、岐阜町の周縁部では、19世紀に入つた頃でも、萱家が多数を占めた町があり、その後しだいにこの町も、板家や瓦家へ移行していったということが明らかになっている⁽¹³⁾。

以上のように、上竹屋町は板家(西材木町も同様)、西横町は萱家というように、家屋の形状が違っていた。そのため、自ずと町の景観も異なっていたものと思われる。一般に、近世の町屋は、しだいに板葺から瓦葺へと移行していったとされているから、萱家が多数を占めた西横町の町並は、近世都市の景観としては、異質なものであつたといえよう。

ところで、西横町はもちろんのこと、上竹屋町や西材木町にも、1軒として瓦家が見られない。現代と比べると、貧弱な消防設備しかない江戸時代にあつて、瓦葺は、家屋が密集している都市で火事が起こった場合に、延焼を防ぐための有効な手段だと認識されていた。そのため支配者側は、町屋を瓦葺にすることを奨励していた。しかしこれは、多額の費用を負担しなければならないことでもあつて、なかなか普及しなかった。17世紀後半に廉価な棧瓦が発明されると、これによって事情が一変し、瓦葺にすることが、以前より容易になったのである⁽¹⁴⁾。それゆえ、当時の上竹屋町や西材木町に瓦家がない理由は、そのような事情によるものと推測されよう。

(2) 母屋の面積

つぎの表1は、両町の家屋のうち、母屋の面積別分布を示している。

表1 上竹屋町と西横町の母屋の面積別分布

坪数	上竹屋町		西横町	
	高持	無高	高持	無高
45	1			
32	1			
31	2			
30		1		
24	2	1		
22	1	2		
21	5	2		
20	3			
19	2			
18	2	1		
16	1	3		
14	1	2	1	
12		1		
10		1	2	
9				
8	1			2
7	1	2	2	
6				
5			1	4
4			4	1
3				3
計	23	16	10	10
	39		20	
平均坪数	19.7		6.2	

出典：上竹屋町「家並改書」
西横町「家並改書」

これを見ると、上竹屋町の母屋は7～45坪に、西横町の母屋は3～14坪に分布していて、母屋の広さが、両町でかなり相違していることが明白である。1軒あたりの平均面積を算出すると、上竹屋町が19.3坪、西横町が6.2坪となって、上竹屋町は西横町の3倍にもなっている。

また、高持と無高で分けると、上竹屋町では、高持の1軒あたりの平均面積は21.6坪、無高のそれは17.0坪となり、高持の方が、若干広い家屋を所有していたことがわかる。

一方、西横町でも、高持は7.3坪、無高は5.1坪となって、上竹屋町と同様の傾向を示している。

因みに、寛政12年(1800)に成立した下新町と西材木町の家並帳では、つぎのような結果になっている。

表2 寛政12年の下新町・西材木町の家屋の面積別分布

坪数	下新町	西材木町
71		1
65		1
54		1
49		1
45		1
30		2
29		
28		1
27		1
26	1	
25		
24		1
23		1
22		2
21	1	1
20		4
19		3
18		5
17	1	
16		
15	1	3
14	5	1
13	8	1
12	8	1
11	6	1
10	12	2
9	7	2
8	4	1
7	10	
6	7	
5	2	1
4	1	
計	74	39
平均坪数	10.6	23.1

出典：下新町「家並帳」
西材木町「家並御改帳」

1軒あたりの平均面積は、下新町では10.6坪、西材木町では23.1坪となり、西材木町の広さは、下新町の2倍を越えている。

下新町は、岐阜町の北西に位置する町で、西端は長良川に接している。この町は、岐阜町の中心部から離れ、零細な生業を営む人々が居住する町であった。一方、西材木町も、岐阜町の中心部から離れているものの、1軒あたりの平均面積が大きいのは、家屋の形状のところで記したような理由が、この場合にもあてはまっているものと考えられる。

以上に述べたような、上竹屋町・西横町および下新町・西材木町の、1軒あたりの家屋面積は、史料の成立年代にほぼ150年の隔りがあるため、安易に比較することは慎まなければならない。しかし、西材木町23.1坪、上竹屋町19.3坪、下新町10.6坪、西横町6.2坪という数値は、それぞれの町の場所柄(地域性)を知る、一つの目安と考えることは可能であろう。

17世紀の岐阜町は、中心部では板家が(西材木町のように、特殊な事情のある町も同様)、表通りから奥に入った横町や農村と接するような周縁部では、萱家が建ち並ぶという景観が展開していたものと推測される。

4 上竹屋町と西横町の奉公人出身地

(1) 家並帳から

上竹屋町と西横町の家並帳は、残念ながら、住民の転出入を記していない。そのため家並帳からは、両町の住民が、どこから来たのか、どこへ行ったのか、移動は頻繁であったのか等々を知ることはできない⁽¹⁵⁾。しかしながら、史料1には、両町に奉公にやって来た人々に関する記載があり、この人々に関する性別・名前・年齢・在所・年季といった情報がわかる。

つぎの表3は、上竹屋町の奉公人たちが、どこから来たのか、ということをもとめたものである。

表3 承応3年、上竹屋町奉公人の出身地

郡名	男	女	町村名
方県郡	6	11	真福寺村3 改田村2 則松村2 長良村2 彦坂村 折立村 佐野村 打越村 曾我屋村 八代村 東粟野村 岩崎村
厚見郡	5	6	加納町3 上加納村2 岩戸村 六条村 川手村 美蘭村 早田村 鍵屋村
羽栗郡		6	竹ヶ鼻村 笠町 大佐野村 若宮地村 伏屋村 印食村
本巢郡	3	2	馬場村 文殊村 十四条村 本田村 美江寺村
武儀郡	2	2	洞戸村2 須原村 上有知村
各務郡	1	1	芥見村 各務村
池田郡		1	池田村
尾張国		2	かいつ村 瀬部村
郡不明	1	4	北村2 せんしうと村 みつい村 川戸村
計	18	35	
	53		

出典：上竹屋町「家並改書」

上竹屋町に奉公に来たのは53人で、男が18人、女が35人である。そのうち最も多いのは、方県郡からの奉公人で19人を数える。方県郡は、「近世美濃図」に示すように、岐阜町が属する厚見郡に隣接している。つぎに多いのが厚見郡で11人となっている。そのほかも、ほぼ厚見郡に近い郡であることが

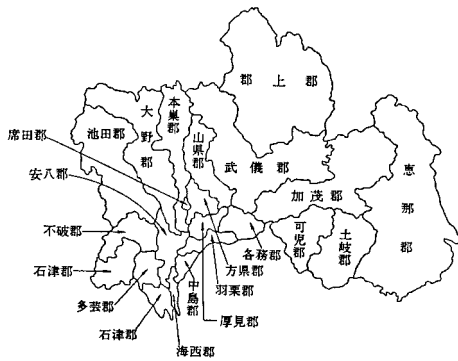
わかる。例外は池田郡・尾張国で、岐阜町からやや離れた地域である。

一方、西横町に来た奉公人は、わずかに2人だけで、それも隣町である加納町と長良鵜飼屋村から来ているにすぎない。このような奉公人の数の差は、前述のように、両町の住民階層の格差によるものと考えてよからう。

同じ岐阜町のもので、年代が近いという条件で、奉公人の出身地を記した史料を探すと、延宝9年(1681)に西材木町で作成された宗門改帳がある⁽¹⁶⁾。つぎの表4は、この宗門改帳をもとに奉公人の出身地をまとめたものである。

上竹屋町と同じように、59人(男32人・女27人)のうち、方県郡が28人と多数を占め、厚見郡がこれに続いている。5人を数える山県郡が、上竹屋町の奉公人出身地にはなかったものだが、これとても厚見郡に隣接する郡である。

上竹屋町・西横町・西材木町の例を見る限



近世美濃国

出典：木村礎校訂『旧高旧領取調帳』所載の図を一部改変

表4 延宝9年、西材木町奉公人の出身地

郡名	男	女	町村名
方県郡	19	9	中福光村6 上福光村4 岩崎村3 城田寺村2 黒野村 則武村 打越村 富塚村 蘆敷村 岩利村 上土居村 椿洞村 太田村 長良村 折立村 真福寺村 南正木村
厚見郡	6	10	中河原町2 早田村2 古屋敷2 土居原横町 米屋横町 下竹屋町 木挽町 矢嶋町 鍛冶屋町 革屋町 鍵屋町 蜂屋横町 北嶋村
山県郡	3	2	高富村 福富村 岩井村 栗野村 高木村
武儀郡	3	1	宇多院村 跡部村 前野村 席見村
本巣郡	1	3	真桑村 法蓮寺村 山口村 北方村
各務郡		1	芥見村
羽栗郡		1	笠松町
計	32	27	
	59		

出典：西材木町「宗門御改帳下書」

り、奉公人の出身地は、岐阜町が属する厚見郡、および長良川の北岸にあたって厚見郡に隣接する方県郡といった、近隣の農村を中心とした地域となっている。岐阜町へ奉公に来る人々は、現在の行政区画でいうなら、岐阜市域に入ってしまうような、ごく狭い地域からの出身であったと推測されよう。

(2) 農村の事情

ここで注意しなければならないのは、農民が奉公に出ることを、支配者側が奨励していたわけではないことである。たとえば、つぎの史料2は、寛文10年(1670)方県郡の東改田村に対し、加納藩から出された法令である。

(史料2)

村々庄や・与頭中より急度申遣候

- 一 毎度申遣候通、村々男女老若共ニ、他所他郷へ奉公、又ハ他所へ引越セ申事申間敷候、若かなわさる子細候は、此方へ断可申事
- 一 去ル未之年人改長ニ書付指上ケ候他所他郷年季奉公ニ罷越候男女、毎年村々ニおいて、庄屋・与頭吟味いたし、年季明申候者ハ、早々在所へよび返し可申候、則罷帰候は此方へ断可申事⁽¹⁷⁾

(後略)

「他所他郷」へ奉公に出ること、「他所」へ引越すことを禁止する法令が、「毎度申遣候通」とあるように、頻繁に出されていることがわかる。また「他所他郷」へ奉公に出た人は、年季が明けしだい、速やかに帰郷すべきことを命じている。このような内容の法令を、支配者側が出すおもな理由は、農村内で労働力に不足が生じた場合に、年貢を徴収すべき

田畑が荒廃してしまうからである。

これに対し、武家・商家・農家へと、農民が奉公に出るのは、何らかの事情によって、農業経営だけでは生活を維持できなかつたからである。とくに下層農民は、生活基盤の脆弱さから、こうした危機に遭い易く、必然的に奉公に出る人々の数も多かつた。たとえば、18世紀後半以降の東改田村では、持高10～15石以上の階層は下人や下女を抱えていたのに対し、それ以下の階層は奉公に出ざる得なかつた、ということが明らかにされている⁽¹⁸⁾。

こうして奉公に出る人々を、農村の側から見るとどうであろうか。たとえば厚見郡岩地村では、寛文元年(1661)から延宝6年(1678)までの18年間に、奉公に出た人は23人いて、その奉公先は、岐阜町と加納町が2人、あとは周辺農村への農家奉公となっている⁽¹⁹⁾。また、少し時代が下って宝暦6年(1756)に、前述の東改田村では、奉公へ出た人が4人おり、その奉公先は、江戸2・京都1・名古屋1であった。このとき東改田村は、前年の加納藩・安藤氏の家中騒動によって、加納藩領から幕府領となり、大垣藩預所によって支配されていた。これが天保14年(1843)になると(このときの東改田村は、磐城平藩・安藤氏の飛地になっている)、奉公へ出た人は54人と急増しており、その奉公先は、岐阜町8・江戸3・大垣1、残りは東改田村周辺の村々となっている⁽²⁰⁾。

東改田村と同じ方県郡にある木田村では⁽²¹⁾、表5のように、明和2年(1765)までは、武家奉公と名古屋へ商家奉公だったのが、安永10年(天明元・1781)以降は、総数で減少しているものの、武家奉公と、近隣の岐阜町・北方町および遠隔地の江戸・京都・大坂への商家奉公と、奉公先の広がりを見せ

表5 木田村から奉公に出た人の行先

年 行先	宝暦 10		明和 2		安永 10		寛政 9		文化 12		天保 3		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
北方町	1					1		4	1	1		1	9
岐阜町					1		2		3		3		9
名古屋	7	1	6	1	1				1				17
江戸					5		6		2				13
京都					3	1	3		2		3		12
大坂							2		3		1		6
江州							1		2				3
武家奉公	7	1	9	1	13		3		1				32
行先不明											1	2	3
計	17	2	15	2	23	2	17	4	15	1	8	3	
	19		17		25		21		16		11		

出典：松田之利「美濃における一八世紀後期の村方騒動」(『近世国家の展開』) 所載の表を一部改変

宝暦10年の男合計は数が合わないが、出典論文は資料のままとして処理している

ている⁽²²⁾。

このように農村の側から奉公人を見た場合、岩地村では、岐阜町が奉公先として上げられていること、また東改田村・木田村では、奉公先の年次的変化がわかり、岐阜町へ奉公へ出る人々の数が増加していることが注目される。

以上、奉公人が近隣の農村から岐阜町へ来るという状況を確認した。農民が岐阜町へ来るのは、農村の困窮がおもな要因となっているようだが、そうした労働力を受け入れるだけの経済力を、岐阜町が蓄積していたということも、見過ごすことのできない事実である。岐阜町は、近隣農村と深く結びつき、手近にある奉公先と認識されていたものと考えられる。

5 おわりに

以上、近世の岐阜町を構成していた上竹屋町と西横町、この両町の家並帳の分析を行い、そこに記載された家屋と住民に関する情報を

もとに、近世前期の岐阜町の様相、その一端を考察してきた。以下、本稿で知り得たことを、簡潔にまとめておきたい。

近世前期の岐阜町は、家屋の形状という点に関していえば、中心部では板家が、中心部の横町や周縁部では萱家が建ち並ぶという、都市と農村が混在したような景観が展開していた。また、奉公人という点に関していえば、岐阜町は、近隣農村からの労働力を受け入れる経済力を有し、手近にある奉公先と見なされていた、ということを指摘した。

前稿では、近世後期の岐阜町は、近隣農村と人的・物的に緊密な関係を有し、加納町を経済的に凌いで地域社会の中心にあったが、その影響力は、一般庶民レベルで考えた場合、ごく狭い範囲にとどまるもので、大きく展開することはなかった、と結論づけた⁽²³⁾。本稿で考察した近世前期の岐阜町は、このような近世後期の岐阜町を基本的に規定していたものと考えられるのである。

注

- (1) 近世の岐阜町に関する研究は、1960～70年代に『岐阜県史』および『岐阜市史』を編集・刊行していた時期がピークである。
- (2) 本稿とほぼ同じ問題意識で書いた論文に、拙稿「近世後期の岐阜町一家並帳の分析を中心に」(『地域文化研究』第16号、1999年3月)がある。岐阜町の家並帳に関する論文には、早川秋子「近世濃尾地方の家質について一城下町・名古屋を中心として」(『郷土文化』第48巻第1号、1993年8月)、同「『家並帳』の作成と記載の変更一近世濃尾地方における一」がある。
- (3) 『国史大辞典』第1巻(吉川弘文館、1979年)
- (4) 『岐阜県史』史料編近世4、1968年、262～273ページ。
- (5) 注4前掲書、273～276ページ。
- (6) 『岐阜市史』史料編近世1、1976年、67～70ページ。本文で述べるように、この史料は、残念ながら後半部分が欠け落ちている。
- (7) 「寛政十二年庚申正月下新町家並帳」(『岐阜市史』史料編近世1、1976年)89～139ページ。西材木町の家並帳は、同じく『岐阜市史』史料編近世1の53～56ページ。
- (8) 当初岐阜町は44か町だったが、文政5年(1822)に若松町が起立して、45か町になった。
- (9) 注4前掲書、262～263ページ。
- (10) 下新町の家並帳には、①屋敷地の広さ(間口・奥行)、②家屋の形状と広さ(間口・奥行)、③所有者が記され、家屋を他人に貸している場合には、④借家人が付加されている。西材木町の家並帳も下新町とほぼ同様である。
- (11) 岐阜町から見て、今泉村は南西部に、忠節村は西部に、早田村は長良川の対岸の北西部に位置していた。いずれも岐阜町に接する村々である。
- (12) 篠田壽夫「近世後期の岐阜町人」(『豊田工業高等専門学校研究紀要』第17号、1984年)。
- (13) 注2前掲拙稿。
- (14) 上田篤・土屋敦夫『町屋共同研究』(鹿島出版会、1975年)18ページ。
- (15) 近世後期においては、岐阜町の住民が頻繁に移動していたことを、注2前掲拙稿で指摘した。
- (16) 注6前掲書、70～80ページ。
- (17) 『岐阜市史』史料編近世2、1991年、829ページ。
- (18) 松田之利「美濃における十八世紀後期の村方騒動」(津田秀夫編『近世国家の展開』、塙書房、1980年)。
- (19) 『岐阜市史』通史編近世、1981年、471～474ページ。
- (20) 東改田村の奉公人数が、天保期に急増している理由を、いま明確にすることができない。ただ本文で記したように、農民が奉公に出るのは、生活が維持できないからである。可能性として、18世紀後期における村落構造の変化が関係していることを指摘できよう。また、支配者が交替したことも一因と考えられる。近世の美濃国は、幕府直轄領・旗本領・大名領が複雑に入り組む分割統治のもとにおかれていた。東改田村も、本文で述べたように、加納藩領から、宝暦6年(1756)に幕府領となり、享和3年(1803)には磐城平藩領へと変遷している。支配者の違いによる年貢徴収の強弱が、農民生活に影響していることは確実であろう。

- (21) 木田村は、東改田村に隣り合う村で、支配者も東改田村と同様に変遷している。
- (22) 松田前掲論文。
- (23) 注2 前掲拙稿。